

**農泊推進に係る体験プログラム・滞在プランの拡充・新規開発、
情報発信・プロモーション活動の促進、農泊新規参入支援・人材育成業務
仕様書**

1 委託業務名

農泊（※）推進に係る体験プログラム・滞在プランの拡充・新規開発、情報発信・プロモーション活動の促進、農泊新規参入支援・人材育成業務

※「農泊」とは、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）で、農家民宿だけではなく、古民家を活用した宿泊施設など、旅行者のニーズにあった多様な宿泊手段により農山漁村に滞在し魅力を味わってもらうこと。

2 業務の目的

人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）が取り組む農泊推進において、人吉球磨地域への来訪者数及び滞在時間の増加を目指すとともに、継続的に農泊を推進できる人材の育成、収益を上げられる農泊の振興・農泊のビジネス化を図る。

3 委託期間

契約締結の日から平成30年3月15日（木）まで

4 委託業務内容

（1）体験プログラム・滞在プランの拡充・新規開発

①体験プログラム・滞在プランの拡充・新規開発及び実証

現在、協議会会員が実施している体験プログラムを磨き上げ、魅力を高めるなど、体験プログラムの拡充・新規開発及び宿泊と農業体験や郷土料理体験などを組み合わせた人吉球磨地域ならではの滞在プランの拡充・新規開発を行うため、研修会の開催、開発した商品の販売・実施、実施結果に対する分析・検証、改善提案を行い、商品化する。

<スケジュール案>

- ・研修会：8月～9月に少なくとも1回
- ・商品販売開始：9～10月
- ・ツーリズム実施：11月（1泊2日又は2泊3日を少なくとも1回）
- ・分析・検証、改善提案、商品化：12月

<商品化数>

- ・滞在時間の延長を目的とした体験プログラムの造成：5本

②安全管理・品質向上研修会の開催

体験プログラムや滞在プランの実施において、未然に事故を防ぐための準備や事故後の対応策などの安全管理リスクマネジメントや品質向上の研修会を開催し、実際の取り組みに繋げていく。

＜スケジュール案＞

- ・研修会：10月～11月に少なくとも1回
- ・実践：11月～2月

(2) 情報発信・プロモーション活動の促進

①パンフレットの作成、多言語化

個人客、企業・法人研修、大学、訪日外国人など、各ターゲットを意識した上で、パンフレットは作成する。

ネットとリアル双方から情報発信・PRを戦略的に実践する必要があることから、上記(1)で商品化した体験プログラムや滞在プランの他、協議会や人吉球磨地域の魅力を広くPRするものとし、今後の情報発信やプロモーション活動に繋がるものとする。

＜スケジュール案＞

- ・多言語パンフレットの作成：12月～2月

＜パンフレットの作成数＞

- ・日本語・英語・中国繁体語・中国簡体語・韓国語の5か国語を合計8,000部以上

(3) 農泊新規参入支援・人材育成

①農家民宿開業・空き家活用セミナーの実施

農泊推進に不可欠な農家民宿など宿泊施設の増加を図るため、農家民宿などの開業要件や関係法令を学ぶセミナーを開催するとともに、開業に向けて相談対応や支援を行う体制を構築し、宿泊施設の増加に繋げていく。

＜スケジュール案＞

- ・セミナー：10月～11月に少なくとも1回
- ・相談対応や支援を行う体制の構築：12月～2月

②農泊ビジネス化に向けた研修会

持続可能な農泊を推進するため、農泊のビジネス化に向けた研修会を開催する。

＜スケジュール案＞

- ・研修会：9月～10月に少なくとも1回

5 企画提案及び委託業務実施に係る留意事項

(1) 企画提案に当たっては、次の現状・課題の改善・解消に向けて、「4 委託業務内容」の具体的な実施方法等を提案してください。

現状・課題

人吉球磨地域においても、高齢化・過疎化により、農家民宿及び宿泊者数は減少傾向にある。また、個々の経営者の取組みだけでは、地域への経済波及効果を創出するまでには至っていない。

今後、グリーンツーリズムをビジネスとして実施していくためには、経営者等の連携、人材育成、情報発信等の更なる取組みが必要である。

<協議会（農泊実施組織）の体制整備>

組織の将来性・継続性を高めるため、採算性の見込める事業展開及び法人化を目指した実施体制の確立が必要。

<人材確保・育成>

グリーンツーリズムをビジネスとして継続実施するための組織運営及び事業を企画・実施していく人材の確保・育成が必要である。また、訪日外国人客を受け入れる体制ができていない。

<農家民宿数の減少に伴う宿泊者数の減少>

平成28年4月現在で農家民宿は19軒（休業除く）、ここ5年で4軒減少している。また、宿泊者数においても平成27年度実績が886人と平成25年度の最大時1,224人に比べ30%以上落ち込んでいる。

<体験プログラム・滞在プランの磨き上げと質の向上>

各施設において体験プログラム・滞在プランが提供されているが、営業ベースでなかったり、ネットに対応していないため、新たなニーズに対応した体験プログラム・滞在プランとしての更なる磨き上げと質の向上が必要である。

<情報発信・PR>

作成時期の異なるリーフレット等、紙媒体が複数あり、情報の更新も含めて、総合的なPR冊子が必要である。

<地域内連携>

グリーンツーリズムを地域全体として取り組むためにも、地域住民への浸透を図り、裾野を拡大していく必要がある。また、人吉球磨地域は、平成27年4月に日本遺産に認定されているため、その構成文化財や既存の観光施設等との連携を強化する必要がある

(2) 協議会ウェブサイトとの連携

上記4(2)の「①情報発信・プロモーション活動の促進」として、別途、業務委託により、協議会ウェブサイトのリニューアル（多言語化含む。）に取り組むことから、当該業務受託業者と連携して効果的な情報発信に繋がるようにすること。

(3) 全体会議及び運営会議、各種部会との連携

協議会が設置する全体会議及び運営会議、上記4(1)～(3)の業務に係る次の部会において、協議会が選定するコーディネーター、外部専門家との連携・活用

により取組むことから、協議会及びコーディネーター、外部専門家との情報共有や打合せを行いながら、円滑かつ効果的な業務を遂行すること。

- ・全体会議：年度内1回程度を予定
- ・運営会議：年度内4回程度を予定

※運営会議では、農泊推進に係る基本計画の検討・策定及び法人化に向けた準備・検討を行う。

- ・4（1）の業務：体験プログラム・滞在プラン部会
- ・4（2）の業務：情報発信部会
- ・4（3）の業務：農泊新規参入支援・人材育成部会

※各種部会は、基本的に運営会議と同一日に開催する。

（4）本委託業務は、農林水産省「農産漁村振興交付金（農泊推進対策）」を活用して取り組むものであり、交付金の趣旨を踏まえて提案・実施すること。

なお、本交付金活用による取組みの数値目標は、次のとおり。

<数値目標>（平成30年3月末）

指標	現在	平成30年3月末
農家民宿 売上額	4,950千円 (5.5千円×900人泊)	7,150千円 (5.5千円×1,300人泊)
農家民宿 宿泊者数（泊数）	900人泊	1,300人泊
新規農泊開業者数	1軒	3軒
滞在時間の延長を目的とした体験プログラムの造成	0本	5本

6 委託業務に係る委託料の対象経費

- ・事業の実施に直接必要となる経費（受託者の旅費交通費、講師の謝金・旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、会場・機器等の使用料・賃借料、広報費等）
- ・「4 委託業務内容」中、（1）①のツーリズム実施において、参加者の現地（人吉球磨地域）までの往復交通費は、参加者負担とする。また、ツーリズム実施に要する経費のうち、参加者の飲食費は委託料の対象外となるため、参加者から飲食費相当額を徴収することは可能。
- ・飲食費（上記のツーリズム参加者の飲食含む。）、備品購入等の受託者の財産取得となる経費は対象外。

7 成果品

- （1）委託業務完了報告書 2部（紙媒体及び電子データ。なお、電子データについてはCD-ROM等の記録媒体で納品。以下も同じ。）
- （2）委託業務実施報告書（研修会、セミナー、ツーリズム実施、部会等の記録）2部
- （3）多言語パンフレット 8,000部以上
- （4）その他、委託業務により作成したもの 1式

8 守秘義務及び個人情報の保護

受託者は、協議会が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、協議会担当者と随時連絡を取り合い、協議会担当者の指示に従うものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、協議会担当者の指示に従うものとする。
- (3) 当該業務委託契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、協議会に帰属するものとし、印刷や他の情報媒体による使用を妨げないものとする。
また、成果品、使用した写真等の著作権については、協議会に帰属するものとする。この場合、受託者（著作者含む。）は、協議会に対して当該成果品を協議会が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- (4) 参考見積書の見積限度額は、2,707,095円（消費税及び地方消費税を含む）とする。